

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和元年7月10日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則（平成4年西宮市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、休校又は休園により校園長がいない施設については、校園長の同意を要しない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

○ 改正理由

(1) 学校敷地への工作物の設置又は埋設による占有に係る目的外使用許可については「西宮市教育財産管理規則」に基づいて使用許可を行っており、本規則に基づく使用許可を行っていない。このため、本規則の占有に係る目的外使用許可の規定を削除することにより、根拠規則を明確にする。

(2) 休校又は休園している学校施設は校園長がいない。この場合における目的外使用申請があった場合の校園長の同意又は許可を要しないことについて、規則上明確にする。

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則 新旧対照表

現	行
<p>(この規則の適用範囲等) 第2条 この規則は、自治、文化、体育、福祉、レクリエーション、公益その他学校教育を目的としない活動のための会場として施設を一時的に使用する場合に適用する。</p> <p>2 次の各号に掲げるものについては、この規則を適用しない。</p> <p>(1) 西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則（昭和50年西宮市教育委員会規則第7号）に基づく学校開放事業</p> <p>(2) 西宮市立西宮東高等学校のホール、会議室及び学習室兼会議室の使用</p> <p>(3) 西宮市立学校の地域交流室の使用</p> <p>(4) 学校敷地に工作物を設置し、又は埋設する等占有を目的とする場合</p> <p>(5) 西宮市立留守家庭児童育成センター条例施行規則に基づく事業</p> <p>(6) 西宮市子供の居場所づくり事業</p> <p>(7) 幼稚園地域ふれあい事業のうち、市又は西宮市立幼稚園が主催する事業</p>	<p>(この規則の適用範囲等) 第2条 この規則は、自治、文化、体育、福祉、レクリエーション、公益その他学校教育を目的としない活動のための会場として施設を一時的に使用する場合に適用する。</p> <p>2 次の各号に掲げるものについては、この規則を適用しない。</p> <p>(1) 西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則（昭和50年西宮市教育委員会規則第7号）に基づく学校開放事業</p> <p>(2) 西宮市立西宮東高等学校のホール、会議室及び学習室兼会議室の使用</p> <p>(3) 西宮市立学校の地域交流室の使用</p> <p>(4) 西宮市立留守家庭児童育成センター条例施行規則に基づく事業</p> <p>(5) 西宮市子供の居場所づくり事業</p> <p>(6) 幼稚園地域ふれあい事業のうち、市又は西宮市立幼稚園が主催する事業</p>
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第5条 施設の目的外一時使用をしようとする者は、校園長の同意を得て、西宮市立学校園使用許可申請書を委員会に提出し、その許可を得なければならぬ。許可された事項のうち軽易な事項以外の事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第5条 施設の目的外一時使用をしようとする者は、校園長の同意を得て、西宮市立学校園使用許可申請書を委員会に提出し、その許可を得なければならぬ。許可された事項のうち軽易な事項以外の事項を変更しようとするときは、また同様とする。</p> <p>ただし、休校又は休園により校園長がいらない施設については、校園長の同意を要しない。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>付則</p> <p>(後略)</p> <p>(中略)</p>	<p>付則</p> <p>(後略)</p> <p>(中略)</p>
<p>付則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>付則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>